

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、お知らせします。

令和 8 年 2 月 1 3 日

秋田市長 沼 谷 純

1 入札に関する事項

(1) 委託番号・名称	東サ第 4 号 東部地域街区公園等遊具保守点検業務委託
(2) 仕 様 書	別紙「仕様書」のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市仁別字マンタラメ地内ほか
(4) 履 行 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで
(5) 入札参加要件	1 一般社団法人日本公園施設業協会で認定した公園施設製品安全管理士又は公園施設点検管理士の資格者、別に公園施設製品安全管理士、公園施設点検管理士、公園施設製品整備技士又は公園施設点検技士のいずれかの資格者が在籍していること。 2 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有していること。 3 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。 4 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 5 秋田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団および暴力団員に該当しないことならびにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。 6 市税に滞納がないこと。
(6) 入札参加申込み	
受 付 期 間	令和 8 年 2 月 1 3 日（金）から令和 8 年 2 月 2 0 日（金）まで （※土曜日、日曜日除く、午前 9 時から午後 5 時まで）
受 付 場 所	秋田市広面字釣瓶町 1 3 番地 3 秋田市東部市民サービスセンター 地域支援担当
(7) 指 名 通 知 （非指名通知）	令和 8 年 3 月 3 日（火）までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	令和 8 年 3 月 5 日（木） 午前 1 0 時 1 5 分
場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市役所 本庁舎 3 階 洋室 4
最低制限価格	設定有り
入札保証金	有り（入札保証金の取扱いに係る説明書を参照） ただし、秋田市財務規則第 109 条第 1 項第 1 号および第 2 号の規定（※）のいずれかに該当する場合は入札保証金が免除されます。 第 1 号に該当する場合は入札保証金免除申請書（入保様式 1）および入札保証保険契約に係る書類の写しを、第 2 号に該当する場合は入札保証金免除申請書（入保様式 1）および契約書等の写しを入札参加申込みの際に提出してください。 ※第 1 号：入札参加者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 第 2 号：入札参加者が過去 2 年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
(9) 契 約 日	令和 8 年 3 月 1 1 日（水）まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

- ア 本入札に参加を希望する方は、次に掲げる書類（以下「申込書等」といいます。）を提出してください。
- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - (イ) 公園施設製品安全管理士又は公園施設点検管理士の認定証の写し、別に公園施設製品安全管理士、公園施設点検管理士、公園施設製品整備技士および公園施設点検技士のいずれかの認定証の写し
 - (ウ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
 - (エ) 最新年度の法人市民税納税証明書（個人事業者の方は市県民税納税証明書）（秋田市発行）
 - (オ) 最新年度の固定資産税納税証明書（固定資産のない場合は資産なし証明書）（秋田市発行）
※納期未到来でも可。
※納税証明書に代わり、納税通知書の写しも可。
 - (カ) 誓約書（様式2）
 - (キ) 入札保証金免除申請書（入保様式1）および入札保証保険契約に係る書類の写し（秋田市財務規則第109条第1項第1号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）
 - (ク) 入札保証金免除申請書（入保様式1）および契約書等の写し（秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により入札保証金の免除を希望する場合のみ）

- イ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受付いたしません。
なお、アの様式1～2および入保様式1については、秋田市東部市民サービスセンターのホームページから入手してください。

(2) 指名および非指名通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知をします。
- イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知により、その旨を通知します。
- ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行います。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格としますので、消費税及び地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定します。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者としします。
- エ 入札執行回数は2回を限度とします。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとします。

オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。なお、くじ引きは辞退できないものとします。

カ 代表者が、入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には、代理人の印を押印してください。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、入札参加希望者の負担とします。

(2) 提出された申込書等は、返却しません。

(3) 問い合わせ先

秋田市東部市民サービスセンター地域支援担当 電話 0 1 8 - 8 5 3 - 1 0 6 3